

## 外国人被保険者の国民健康保険税の収納対策等の 課題と対応について（報告）

### 1 趣旨

令和7年6月13日に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う。」とされました。

このことを踏まえ、国から具体的な取り組みが示されたので報告するものです。

### 2 内容

#### (1) 行政機関間の情報連携を活用した国民健康保険税の滞納対策

##### ア 概要

令和9年6月を目途に、出入国在留管理庁へ国民健康保険税の収納情報を連携する仕組みが構築され、在留審査（期間更新・資格変更）に活用されるようになります。

出入国在留管理庁が収納情報を閲覧するには本人の同意が必要とされ、同意が得られなかった場合は、納付が確認できる証明書の提示が必要となり、提示しない場合は、原則期間更新等が認められなくなります。

##### イ 本市の対応

国等の通知に基づき、令和9年6月の実施に向けたシステム整備等を進めます。

#### (2) 国民健康保険税の前納

##### ア 概要

入国初年度の保険税について、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（以下、「前納」といいます。）が、令和8年4月より創設されます。なお、本制度の導入は任意です。賦課年度の1月1日時点において、日本国内で住民登録されていない世帯主が対象です。

##### イ 本市の対応

外国人の収納状況は、全体と比べ悪い状況にはなく、ただちに前納を導入すべき要素がないため、令和8年4月の導入は見送り、国や他自治体の状況を注視してまいります。

（参考）令和6年度（令和7年5月末時点）

収納率	94.60%
外国人収納率（現年課税分のみ）	88.46%